

様式第1号の1(第3条関係)

菰野町住民基本台帳事務における支援措置申出書

		市 区 町 村	受付	連絡
転送	現住所地		/	/
	旧住所地		/	/
	現本籍地		/	/
	旧本籍地		/	/

(固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

(宛先) 菰野町長
 関係市区町村長
 関係都税事務所長

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるDV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

年 月 日

氏名

申出者		氏名	住所	菰野町	本人確認書類	運転免許証・個人番号カード・旅券 ()	備考
		生年月日	年 月 日	連絡先			
相手方 (判明している場合)		氏名	住所				
		生年月日	年 月 日	その他			
申出者の状況 (いずれかにV)		<input type="checkbox"/> A 配偶者暴力防止法 <input type="checkbox"/> B ストーカー規制法 <input type="checkbox"/> C 児童虐待防止法 <input type="checkbox"/> D その他		前記AからCまでに準ずるケース			
		配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。		ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。			
		児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれのあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。					
添付書類 (該当書類にV)		保護命令決定書 (写し)		その他			
		ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先		(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入してください。)					
		年 月 日 (相談先の名称)		(担当課)			
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)		希望にV	支援を求める事務		現住所等		
			住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
			住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上	
			除票の写し等の交付(前住所地)		前住所		
			戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍		
			戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地)		前本籍		
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限る)		申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
		(添付書類がなかった場合)					
相談機関等の意見		1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合、把握している状況:				年月日	
						担当	
						相手方	
						市区町村の確認	
		令和 年 月 日					
		長 印 (課 係)					
備考							

(注) ●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から1年間です。期限到来の1か月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行ってください。

住民基本台帳事務における支援措置申出についてのご注意

- 1 この申出の有効期間は1年間です。
- 2 支援措置終了日以後も引き続き支援措置を希望するときは、必ず菰野町役場に延長の申出をしてください。申出時には相談機関等の意見書が必要です。
- 3 支援措置の延長は、終了日の1か月前から受け付けます。
- 4 支援措置終了日以後、延長の申出がない場合は、延長の意向がないものとみなし、支援措置を終了します。その際、菰野町からは連絡をいたしませんのでご注意ください。

今回の支援措置は、菰野町の住民登録に係るものです。菰野町から他の市町村に住民票を移されますと、たとえ支援措置期間中であっても支援措置は終了となります。引き続き支援措置を希望する場合は、異動先であらためて今回と同様の申出をする必要がありますので、転出手続きの前にあらかじめ菰野町にご相談ください。
- 6 支援措置期間中であっても、住所(菰野町内)、氏名、本籍等を変更するときは、必ずあらかじめ菰野町にご相談ください。申出なく変更されますと状況が変わったものとみなし、支援措置を終了する場合があります。
- 7 支援措置期間中に住民票の写し等を請求するときは、なりすまし等を防ぐため、顔写真付きで官公署発行の身分証明書の提示が必要になります。
- 8 住民票の写し等の請求に関して、たとえ本人からの請求であっても、代理人若しくは使用者によるもの、郵送によるもの及び法第12条の4による広域交付は認めません。
- 9 マイナンバーカードでの証明書コンビニ交付及びマイナポータルの一部機能(健康保険証利用等)は利用できません。

この支援措置は、正当な目的による住民票等の請求についてまで拒否できるものではありません。国・地方公共団体、弁護士や利害関係人等からの正当な目的による請求等については、住民情報が相手方に知られるおそれがないことを確認したうえで交付することになります。
- 11 この支援措置は、相手方等に対して、あなたからの支援措置の申出があったことを理由に住民票等の請求の拒否等を行うこととなります。
- 12 申出の内容について、警察署等に確認させていただく場合があります。また、事実と異なる場合は相手方から損害賠償請求など責任を問われる可能性があります。

国民健康保険へ加入の場合、この支援措置の届出を行ったとしても、保険税の通知(精算)や確定申告用の医療費通知等は、原則、届出前の世帯主へ送付することとなります。別途送付を必要とする場合は、担当窓口にて直接相談してください。

菰野町長

私は上記内容を承諾しました。

年 月 日

署名

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等	申出者との関係	氏名		生年月日		
	所有 固定資産		固定資産税事務にお ける 支援を求める市 区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
	氏名等	申出者との関係	氏名		生年月日		
	所有 固定資産		固定資産税事務にお ける 支援を求める市 区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
2							
3							
4							
5							
備考							

(注)「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。

- ・太枠の中に記入してください。
- ・償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
- ・納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
- ・本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。